

令和元年 4 月 1 日

役員及び評議員に関する旅費規程

社会福祉法人清豊会 ウェルガーデンコスモス

社会福祉法人清豊会 ウェルガーデンコスモス役員及び評議員に関する旅費規程

(役員及び評議員の旅費)

第1条 役員及び評議員が命により出張等業務上の旅行をした場合は、旅費として交通費、宿泊料、諸経費が支出される。

(計算の原則)

第2条 交通費は最も経済的な通常の経路、交通機関により計算される。宿泊料は宿泊施設および業務上必要な宿泊日数により計算される。但し、水火震災等のやむを得ない事由により、この原則によることが困難な場合は、実際に旅行した経路、交通機関、実際に宿泊した日数により計算することができる。

(前渡しと精算)

第3条 旅費は旅行出発前に概算額の前渡しを受けることができる。
2 前渡しを受けた場合は、旅行終了後ただちに精算を行わなければならない。

(旅費の返還)

第4条 過誤又は虚偽の申告によって、不当に旅費の支給を受けた場合は、これを返還しなければならない。

(報酬の支給)

第5条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

(理事会及び評議員会に出席する場合の諸経費)

第6条 理事会及び評議員会の開催にあたり、開催場所へ赴く場合、諸経費として5,000円に電車賃を加えた額が支給される。但し、職員を兼任する者には、支給されない。

附 則

1 この規程は令和元年4月1日から施行する。